

道路占用料が変わります。

甲府市道路占用料徴収条例の一部改正により、 令和2年4月1日から、道路占用料が変わります。

占用料の額は、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考えかたから、地価水準（固定資産税評価額）や、地価に対する賃料の水準等を基礎として算定することとされており、適宜見直しを行う必要があります。

このたび、甲府市道路占用料徴収条例（昭和49年7月条例第38号）を改定し、令和2年4月1日から、占用料の額を変更することになりました。

なお、里道、水路等の法定外公共物の占用料も、甲府市法定外公共物管理条例（平成13年12月条例第34号）の一部改正を行いましたので、占用料が変更となります。

※ お問い合わせ

甲府市役所まちづくり部まち保全室道路河川課用地係
甲府市丸の内一丁目18番1号（本庁舎7階）
電話番号 055-237-5847
FAX 055-277-8067

※ 主な占用料の額

- 露店、商品置場等 占用面積1平方メートルにつき 1日38円
（祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの）
- 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
占用面積1平方メートルにつき 1月380円
- 看板（アーチであるものを除く。）
表示面積1平方メートルにつき 1年3,800円

※ 占用料の計算例

幅0.65m、長さ10.5m（面積6.825㎡）の足場を、
1箇月間占用する場合

	占用面積	占用料単価	占用料
変更前	7㎡	1㎡につき1月220円	1,540円
変更後	6.82㎡	1㎡につき1月380円	2,591円